

国民ID制度に関するこれまでの検討経緯

平成23年2月7日

新たな情報通信技術戦略

平成 22 年 5 月 11 日

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

Ⅲ. 分野別戦略

1. 国民本位の電子行政の実現

(1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化

【重点施策】

- 行政サービスの中で、利用頻度が高く、週 7 日 24 時間入手できることによる国民の便益が高いサービス（例：住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本等の各種証明書の入手等）を特定し、それらをオンライン又は民間との連携も含めてオフライン（例：行政キオスク端末）で利用できるようにする。
- 社会保障の安心を高め、税と一体的に運用すべく、電子行政の共通基盤として、官民サービスに汎用可能ないわゆる国民ID制度の整備を行うとともに、自己に関する情報の活用については、政府及び自治体において、本人が監視・コントロールできる制度及びシステムを整備する。
- 電子行政推進の実質的な権能を有する司令塔として政府CIOを設置し、行政刷新と連携して行政の効率化を推進する。その前提として、これまでの政府による情報通信技術投資の費用対効果を総括し、教訓を整理する。その教訓にもとづき、上記施策を含め、電子行政の推進に際しては、費用対効果が高い領域について集中的に業務の見直し（行政刷新）を行った上で、共通の情報通信技術基盤の整備を行う。クラウドコンピューティング等の活用や企業コードの連携等についても、その一環として行う。

【具体的取組】

企画委員会の下にタスクフォースを設置した上で、必要に応じ国と地方自治体が連携しつつ、以下の施策に取り組む。

- i) これまでの情報通信技術投資の総括とそれを教訓とした行政刷新
2010 年度中にこれまでの情報通信技術投資の教訓を整理しつつ、行政刷新会議と連携して政府の業務の見直し（行政刷新）を行い、「刷新なくして投資なし」の原則の下、電子行政推進の基本方針を策定する。政府CIO等推進体制の速やかな整備についても、その一環として行う。【内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省等】

ii) 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定

行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を 2010 年度中にとりまとめる。【内閣官房、総務省】

iii) 行政ポータルの抜本的改革と行政サービスへのアクセス向上

電子政府の総合窓口（e-Gov）の利便性向上、公的個人認証サービスの利便性向上・用途拡大のための検討を 2010 年度中に行い、検討結果に基づく改善を速やかに行う。また、行政キオスク端末による各種証明書交付等のサービスを拡大するための具体案を 2010 年度中に検討し、ロードマップを策定する。【内閣官房、総務省、法務省、経済産業省等】

iv) 国民 ID 制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備

社会保障・税の共通番号の検討と整合性を図りつつ、個人情報保護を確保し府省・地方自治体間のデータ連携を可能とする電子行政の共通基盤として、2013 年までに国民 ID 制度を導入する。

併せて、行政機関による運用やアクセスの状況を監視する第三者機関の創設、公的 IC カードの整理・合理化を行う。また、インターネットを通じて利便性の高いサービスを提供するため、民間 ID との連携可能性を検討する。

さらに、各種の行政手続の申請等に際して、既に行政機関が保有している情報については、原則として記載・添付が不要となるよう行政機関における適切な情報の活用を推進するとともに、行政機関が保有する自己に関する情報について、国民が内容を確認できる仕組みを整備する。【内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等】

v) 政府の情報システムの統合・集約化

政府情報システムについて、徹底した業務改革をした上で、費用対効果を踏まえたシステムの構築・刷新を進める。この一環として、クラウドコンピューティング技術を活用した「政府共通プラットフォーム」により、各府省別々に構築・運用している政府情報システムの統合・集約化を進める。また、共通システム開発・運用における行政機関横断の体制を構築する。【内閣官房、総務省等】

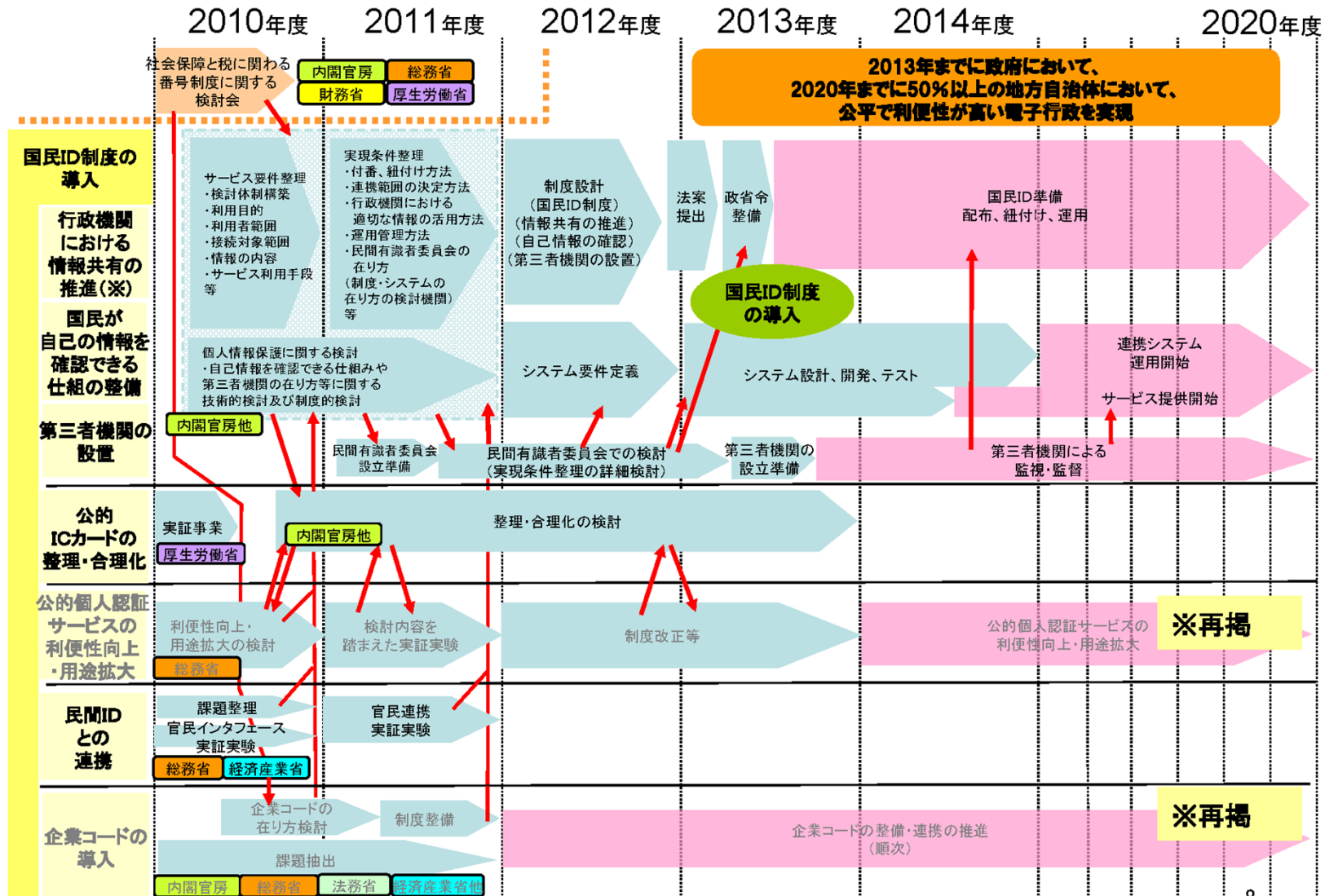
vi) 全国共通の電子行政サービスの実現

地方自治体における電子行政について、利用者の負担軽減、行政効率化の観点から、クラウドコンピューティング技術を活用した情報システムの統合・集約化を進める。また、行政手続に係る電子的フォーマットの全国的な共通化や企業コードに係る政府・地方自治体の行政機関間・官民間の連携、地方自治体相互間における標準仕様を活用したバックオフィス連携と業務プロセスの改革等を推進する。【内閣官房、総務省、法務省、経済産業省等】

vii) 「国と地方の協議の場」の活用

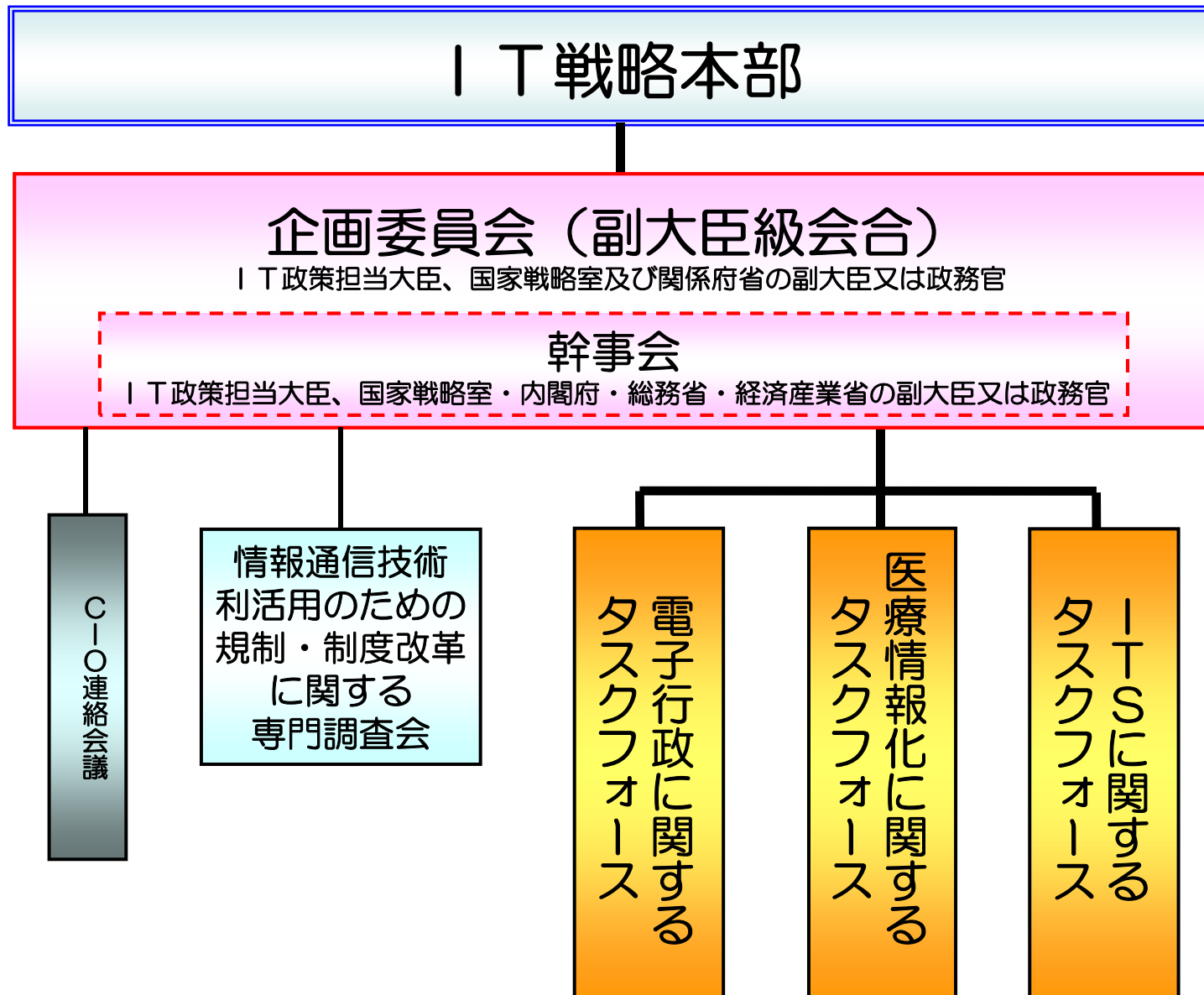
企画委員会は、地方自治体の自主性を尊重しつつ、政府と地方自治体が整合性を持って上記施策を推進するため、「国と地方の協議の場」を活用する。【内閣官房、総務省、法務省、経済産業省等】

国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備 工程表



※ 「行政機関における適切な情報の活用の推進」。各種の行政手続の申請等に際して、既に行政機関が保有している情報については、原則として記載・添付が不要となるようにするため「次期府省共通研究開発管理システム（次期e-Rad）を利用した公募型研究事業における申請業務の省力化」（文部科学省）をはじめとした国民の手続の省力化に向けたシステムの整備等によって推進。

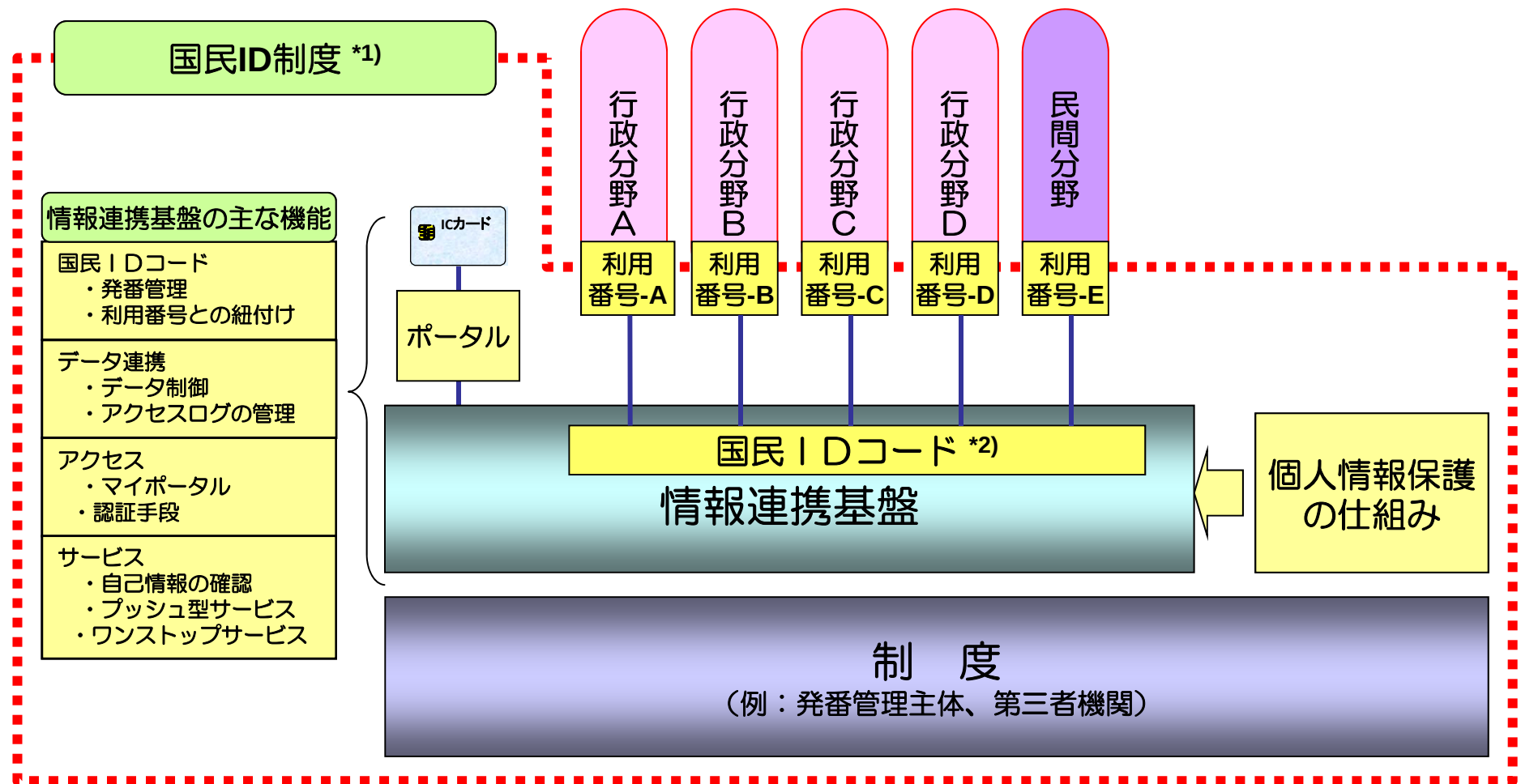
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)の体制について



電子行政に関するタスクフォースにおける「国民ID制度」の検討状況

検討課題	【第1回】平成22年9月15日 ・「国民ID制度の導入と国民による行政監視の仕組みの整備」検討課題説明（事務局）
情報連携基盤	【第2回】平成22年10月28日 ・海外における個人識別番号と情報連携（EABuS）
個人情報保護	・国民IDとプライバシー・個人情報保護に関する法的論点整理（石井構成員）
企業コード	【第3回】平成22年11月9日 ・企業コード統一の課題と実現シナリオ（ビジネスオンライン（株）） ・地方公共団体における企業番号の現状について～税業務を中心として～（原田京都府税務課長） ・日立グループにおけるお取引先コード統一（（株）日立製作所） ・企業コードの現状と制度設計の在り方（手塚東京工科大教授）
個人情報保護	【第4回】平成22年11月19日 ・個人情報保護に関する第三者機関に係るこれまでの論点（事務局） ・データ保護機関の考え方（堀部一橋大名誉教授） ・プライバシーに関する紛争と第三者機関（森弁護士） ・諸外国等における個人情報保護制度の監督機関（消費者庁）
国民IDコード	【第6回】平成22年12月2日 ・国民ID制度における国民IDコードの考え方（事務局）
ユースケース 導入効果	・住民基本台帳ネットワークシステムについて（総務省） ・国民ID制度ユースケース（足立 CIPPS主任研究員） ・国民IDで実現できること（榎並 富士通総研 経済研究所主席研究員）
国民IDコード	【第7回】平成22年12月20日 ・社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会中間整理（社会保障改革担当室） ・国民ID制度における国民IDコードの考え方（事務局）
国民IDコード	【第8回】平成22年12月27日 ・国民ID制度における国民IDコードの考え方（事務局）
マイポータル	【第9回】平成23年1月7日 ・使いやすくわかりやすい電子行政の将来像（（株）サイトフォーディー） ・国民ID制度の実現による新たな電子行政サービスイメージ（NTTコミュニケーションズ）

国民ID制度のイメージ図

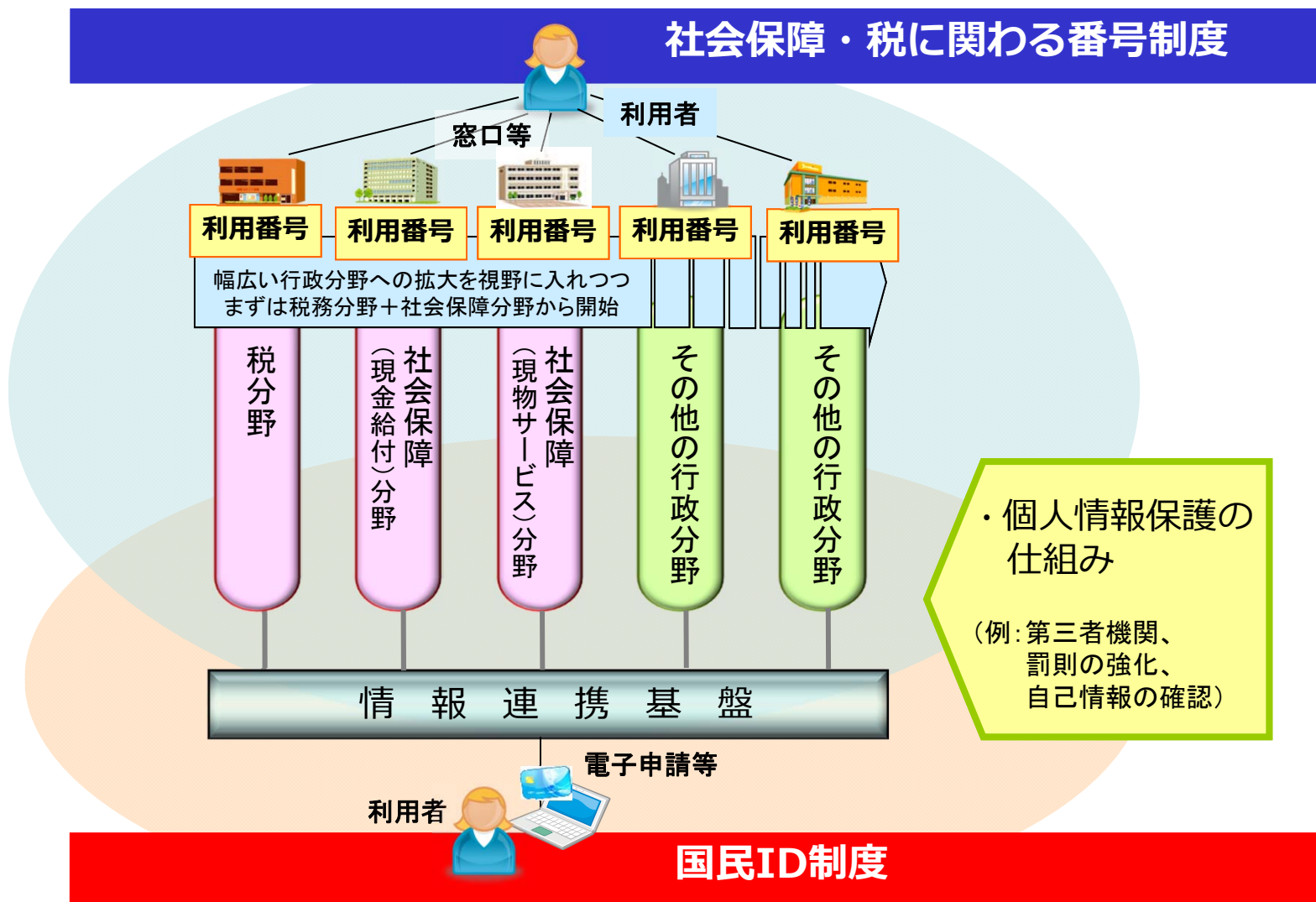


*1) 国民ID制度： 国民IDコードを活用し、個人情報保護を確保しつつ、各分野間（行政機関間等）でデータ連携を可能とする情報連携基盤と制度。

*2) 国民IDコード： 個人を一意に識別するための数字や文字列。

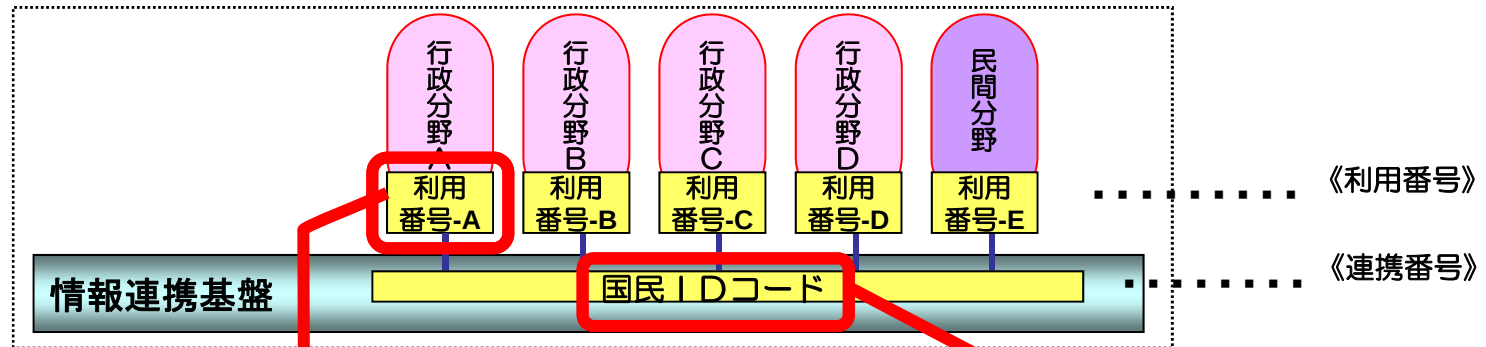
社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度の関係

情報通信による国民の利便性の向上、公平な負担、社会的弱者への確実な給付等を実現するため、国民が窓口等で利用する番号の整備（社会保障・税に関わる番号制度）と、各機関間の情報連携の仕組みの構築（国民ID制度）を一体的に進めることが不可欠。



国民IDコードの役割

電子行政に関するタスクフォース第6回（H22.12.2）～第8回（H22.12.27）資料をもとに編集



※国民IDコード：個人を一意に識別するための数字や文字列。（第1回タスクフォース資料から）

○「**利用番号**」は、国民が行政窓口等で実際に手続を行う時に利用する分野毎の番号として存在。

例：各分野での申請書への記入

○国民ID制度において分野間の情報連携を効率的に実現するためには、利用番号間を連携する「**連携番号**」として**国民IDコード**が必要。

《備考》「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」において検討されている「番号」は利用番号として検討。